

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福 祉 環 境 調 査 会 記 録

平成 27 年 1 月 30 日(金)

全 員 協 議 会 室

10 時 00 分～11 時 50 分

【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員
澁谷委員、西村委員

【執行部】 小澤健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）
河上地域医療対策課長、中田高齢障がい課長、有福子育て支援課長
川崎市民生活部長、久保田市民生活部次長（医療保険課長）
村瀧総合窓口課長、原田環境課長
山本上下水道部長、大島上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長
坂田下水道課長
吉永金城支所長、山田市民福祉課長
田村旭支所長、栗栖市民福祉課長
田中弥栄支所長、長見市民福祉課長
横田三隅支所長、夫田市民福祉課長
前木総務部次長（総務課長）

【事務局】 外浦書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 災害時における避難行動要支援者の支援について
- (2) 平成 27 年度浜田市国民健康保険診療所の医療体制について
- (3) 浜田市認知症高齢者等の S O S ネットワーク事業について
- (4) 平成 27 年度国民健康保険保険財政共同安定化事業の拡充について
- (5) 転入者に対するごみ分別啓発の取組みについて
- (6) 浜田市埋立処分場の放流水について基準を超えるカドミウムが検出された件について
- (7) かなぎウエスタンライディングパークについて
- (8) その他

浜田市公共施設等総合管理計画の策定について

2 その他

【議事等の経過】

[10時00分 開議]

芦谷委員長

ただ今から福祉環境調査会を始めます。今日は西村委員が所用で欠席です。それから議題のその他、浜田市公共施設等総合管理計画の策定についての関係で、総務課長が出席しています。
では議題に沿って、執行部報告事項からお願いします。

1 執行部報告事項

(1) 災害時における避難行動要支援者の支援について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。足立委員。

足立委員

避難行動要支援者名簿の対象者は1～6までいらっしゃるが、このかたは法的範囲なのか浜田市独自の選定なのかが伺いたいのと、それから、要介護3以上とありますが、要介護1でも2でも独居の認知症の方に関しては、「(6)その他支援が必要と申し出があった方」に引っ掛かったんです。本人が自ら申し出をされるのは考えにくいケースも出てくることも想定されます。その場合はどうされるのか。

それから、1 ページ目の第5段階の、「避難行動要支援者を対象とした個別計画の作成」ですが、昨日の総務文教では浜田市がこれを作成するという説明だった気がしますが、そうではないのでしょうか。

裏面に移って、「地域の名簿情報の提供」の中の情報ですが、緊急連絡先が無い気がします。必要ではないかと個人的に思いますがお考えについてです。

以上の点について教えてください。

地域福祉課長

まず対象者ですが、これは法律で決まっているものではないですが、一応国が示したガイドラインがあります。要介護度が3や身障者の級はガイドラインをベースにして対象者を考えました。

(5)は現行の要援護者支援制度に登録されている方。現行制度は手挙げ方式です。民生委員さんやケアマネさんが訪問した際に登録しますかと勧めてきたものです。現在の登録者が約3200人いらっしゃって、基本的にその方々は引き継ぎます。要介護1や2の方も現行で引き継ぐので入っています。

要介護1や2の方はどうなのかという件ですが、その方々も現行制

度で登録があれば引き継ぎますし、それ以外では(6)にあるように申し出があれば。ご本人からの申し出はなかなか難しいということが当然あると思います。今後、地域への説明なりで、心配な方がおられた場合に名簿の記載を申し出ていただくように働きかけていきたいと思っています。

3番目の個別計画の実施主体はどうかという件ですが、記載のとおり、1から4までは行政がさせていただきます。最後の第5段階は、限界があるので地域での互助・共助によって防災力を高めていただくということで、個別計画に取り組んでいただきたい。最終的に個別計画の部分まですぐ出来れば良いのですが、作っていくという過程の中で地域の、気になる世帯はどこなのかとか、地域共助は生まれてきますので、それに取り組むことが目的になるのかなと思っています。

名簿情報ですが、一番気になるのは、どういう対象者でこの名簿に載っているのかということがあって、障害情報まで出すのかという点も議論がありました。まずこういった方々が名簿に載っていると、出来るだけ抵抗感無く要支援者の方、地域の関係者に名簿を提供しても良いですかと同意を得る際に、最低限の情報に絞るべきではないかということで、この4情報に絞りました。

足立委員

今の説明で大体分かりましたが、最後の件。本人の状態が分からなければ、例えば1人で充分なのか2人介助が要るのか、担架が要るのか、そういった部分を把握するためには一定程度の情報が無ければ、個別計画を地域でどうこう言うのはなかなか難しいと思います。その点をどうお考えか教えてください。

地域福祉課長

全ての情報を地域に下ろして動いていただくのか。確かに今回4情報に限っており少ないですが、その情報から複数の支援団体に連携して取りかかっていただけだと思います。現地へ行って初めて状況が分かるということも多いと思うので、個別訪問を基本にして要支援者1人ずつの状態を把握していただけるよう働き掛けたいと思います。

足立委員

最後に1点ほど。対象者(5)「災害時要援護者支援制度登録者」の部分ですが、先ほどのご説明でケアマネ・居宅介護支援事業所を中心に作成して約3200名というお話でしたが、これは引き続き居宅介護支援事業所が情報の更新をされるのか。それとも浜田市がされるのか。

地域福祉課長

基本的に現行制度は今年度末で終了しようと思っています。来年度からは新制度に移行していくこととなりますが、高齢者世帯、介護世

帯はケアマネさんに限らず高齢者に関わる事業所さんには、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

芦谷委員長
道下委員

他にありませんか。道下委員。

名簿掲載者に対する意向確認の実施ですが、個人情報も絡んで個別意向確認を行うということが書いてあります。ここで遠慮される方が当然出てくるからこの文言が入っているのでしょうか、最後はどうなさるおつもりですか。

地域福祉課長

まず、対象者として掲載される方々が現在約 5000 人ほどいらっしゃると把握しています。その方々の氏名・年齢・住所・性別の 4 情報のみ、地域の関係者に提供させていただき、防災力を上げるための個別避難計画の作成に活用していただき、それにご同意いただけるかの同意書を送らせていただきます。同意いただいた方は関係団体に名簿として送りますが、すぐ同意が得られない方には個別に、情報提供にご同意いただけませんかと勧奨をしたいと思っています。

ただ、これは強制ではありません。現行制度では高齢者の方々にはかなりの割合で同意いただいているのですが、障がい者や他の対象者からの同意は 2 割程度という状況になっています。

今回も 5000 人の内どの程度の方から同意が得られるのか分かりませんが、出来るだけ同意いただき、平時から各地域の防災活動に役立てていただきたく、お願いしていきたくと思います。

道下委員

そのような流れになろうかと思いますが、おっしゃったように障がい者の方々に、遠慮される方が出ると思います。その時はどうされるのかお聞きしたいのですが。

地域福祉課長

今回法律が改正されて、名簿作成が義務付けられました。名簿は市が持っているものですが、災害発生の恐れがある場合は同意が無くても関係者へ提供出来ますので、要支援者の状況や安否確認はすぐ出来るようになります。

道下委員

個別の意向確認はされますが、「理解してください」で通すことになるんですね、国がそういう考えを持っているから。

地域福祉課長

名簿提供に同意が得られなかった方々は、その方の情報を地域に下ろせませんので、避難計画を立てにくいかと思っています。

ただ、市が持っている名簿には載っているのですが、実際に災害が発生した場合に個別の避難計画はそのときにはないかもしれませんが、「この場所にどういう方がおられる」といった情報はすぐに地域に出せま

す。その方々の安否確認等は地域でご確認いただくことが、今回の法律で可能になるということです。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

(2) 平成 27 年度浜田市国民健康保険診療所の医療体制について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。地域医療対策課長。

地域医療対策課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。足立委員。

足立委員

波佐と弥栄における土曜の平均的患者数と、後任医師 1 名が例えば見つかった場合は従来の形に戻されるのかどうか、その点だけ確認させてください。

地域医療対策課長

弥栄については 25 年度に別の関係で土曜診療を行っていないので実績が無いのですが、波佐については 25 年度の延べ患者数 587 人です。

波佐と弥栄にした経緯ですが、旭診療所が年間 794 人で、土曜日、矯正施設もある関係で子どもや若い世代の受診が多いため、旭はちょっと影響があるだろうと。弥栄については院内の都合で土曜は閉めていたことがあって、復帰が 26 年度の中途からということもあって、波佐と弥栄の住民の皆さまにはご理解いただきたいということです。

1 名の医師確保については引き続き、全国展開やインターネット等で PR しています。1 名確保出来れば元の体制に戻ります。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

(3) 浜田市認知症高齢者等の SOS ネットワーク事業について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。高齢障がい課長。

高齢障がい課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。足立委員。

足立委員

2 月 4 日に設立総会がありますが、現在どのくらいの団体が参加されているのか。また、浜田市から見て、こういう点は是非参加していただきたいと思いつつ入っていない部分があるか無いか、お伺いします。

高齡障がい課長

立ち上げの際にどういう団体をお願いするかを警察と協議してありましたところ、市としては社会福祉協議会、介護保険事業者等に依頼を出そうと。警察署としては元々組織化している部分も含めて、タクシー業者、新聞販売店、金融機関、運送業者等に出したいと思っておられました。

結果として、合計 137 の事業者さんや団体に発送しましたところ、昨日の段階で応諾の届出を 83 件いただいています。

浜田警察署が希望しておられたタクシー業者や新聞販売店等については、予め声をおかけしていたこともあって、概ね返事を貰っています。

足立委員

2月4日に設立した後は、参加した事業所や団体はホームページ等で当然公表されるのですよね。

高齡障がい課長

すみません、そこまで今の段階では、検討しておりませんでした。

柳楽委員

依頼団体の中に郵便局は入っているのでしょうか。

高齡障がい課長

金融機関防犯協力会というグループによって、郵便局も入っています。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

(4) 平成 27 年度国民健康保険保険財政共同安定化事業の拡充について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。医療保険課長。

医療保険課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員

今年度の国民健康保険料が大幅値上げになって、一番市民からお叱りを受けているわけですが。拠出金が交付金等倍増の見込みと書いてあると、値下げしていただくことは出来ないのかと思ったりするのですが。来年度の国民健康保険はどのような形になるのでしょうか。

医療保険課長

8500 万円負担軽減していただけることにしていますが、拠出金並びに交付金が倍増になると、直接その負担軽減額も倍増になるということにはなりません。というのが、浜田市の医療費増減や被保険者数がどう変わるかというのが、全県下で平均になるので、具体的に言えば 24 年度の保険財政共同安定化事業の交付金が 25 年度は 4,000 万円貰っていますが、24 年度は 900 万円程度になっていまして、年度に

よって大きな差があります。

事業が倍増になるので負担軽減も倍増になるとは限りませんし、これが貰えるのが年度末近くになるので、保険料を算定する時点では拠出金と交付金が同額になる確定が出来ません。同じ額ということでこれを除いて保険料を算定しています。ただこれが負担軽減に繋がるといことになれば、持っている財政調整基金の取崩し額が少しでも少なく出来るので、財政安定化に繋がると思っています。

現時点では、これがあるからすぐ保険料を下げるということには繋がりませんが、基金の減少には効果があると思っています。

澁谷委員

基金減少に効果があるということですが、要するに基金は平成 29 年度までもてば良いのでしょうか。30 年から一緒になるということになれば。ではそれだけの分を上手い具合に取り崩して、値下げのために使うべきではないかと思うのですが。特に子育て世代を中心に不満は非常に高いと思います。その辺の考えをもう一度お願いします。

医療保険課長

現在大幅な値上げをさせてもらいましたが、まだ島根県の平均保険料には届いておりません。29 年度に県広域化になると想定していましたが 1 年延びましたので、その間の保険料や医療費の変動に向けては一定額の基金が必要だと思っています。広域化になった時にも、統一保険料率がどの程度になるかです。今考えておられるのが、全市町村が同じ保険料ではなく、平均の保険料率は県が決めるけれど医療費や徴収率に応じて収める額が異なる分賦金方式です。そうすると、浜田市で保険料を集めた時に収めるよう指定された額に届かなかった場合には、その補填をする必要もあります。確定ではありませんが、その意味では基金を保有しておくのも一つの手かと思っています。

完全にゼロにするのが良いかどうかは、統一化までにしっかり情報収集して、また検討していきたいと思っています。

澁谷委員

以前次長にお話を伺った際は、国保の問題は根本的に、国の財政支出が少ないことが原因だというお話でしたが、消費税が据え置きになったりして、今はどのような動向なのでしょう。分かる範囲で教えてください。

医療保険課長

消費税が 10 パーセントになることを見越して大きな国負担を国保にしてもらえると考えていましたが、8 パーセントで据え置きになりました。しかしながら国保の状況については国も承知しており、今回この財政安定化事業が恒久化されたように、財政安定化が必要だとい

う認識は国も持っているようです。現在、国保財政安定化に向けて3,400億円の公費を負担するように、それで国保の財政安定化に向けて、27年度は1,700億円ですが29年度に向けてまた3,400億円という試算もされているようです。また、県市長会等を通じて毎年国県要望していますが、こういった支援を更に厚くして欲しいと、また市長会を通じて国県に対しての要望を継続していきたいと思っています。

市民生活部長

補足いたします。次長が説明したように、現在全国の国民健康保険で毎年だいたい3千数百億が赤字になっています。それは各市町村の保険者が一般会計から繰入をしたり、翌年の予算を繰上充用して凌いでいます。

この問題が解決しない限り、都道府県単位の国民健康保険の保険者が実現しないということで。先ほど次長が申した1,700億円というのが、消費税財源を元にして支援するもので、残り半分をどう捻出しようとしているかと言うと、我々は国民健康保険を担当していますが、他にも協会健保さんや保険組合さんがあります。協会健保さんも経営が苦しいので現在国が考えているのは、比較的収入の高い企業が経営している健保組合の皆さんの負担を少し増やしてもらい、国費での援助部分を止める。止めた部分を国保に回させてくれという考えです。

ですから消費税の部分と、保険組合同士の負担均衡を図って、国保財政をとりあえずプラスマイナスゼロに持っていきたい。そして県の方で新たに保険者として新制度をやってもらいたい、という方向で話が進んでいるところです。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

(5) 転入者に対するごみ分別啓発の取組みについて

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

(6) 浜田市埋立処分場の放流水について基準を超えるカドミウムが検出された件につ

いて

芦谷委員長

この件については、過日新聞発表がありました。その際に副市長から正副委員長へ説明がありましたし、各委員にはその旨をFAXでご連絡していると思います。

では執行部から説明をお願いします。冒頭発言があります。市民生活部長。

市民生活部長

(次長、環境課長と謝罪)

芦谷委員長

それでは環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。道下委員。

道下委員

職員のミスもあったという発言が冒頭にありましたが、どういうことですか。

市民生活部長

埋立処分場というのは処理の中で水が入りますので、定めにより1年に1回以上水質検査をして結果を記録することになっています。検査をしましたが、これまでの経緯で言うと、古い埋立処分場から今までずっと水が出ているんですが、その中にカドミウムが検出されたことは殆ど無かった。それから、毎月見る指標はCODとかBODとか、水の汚れに関するものは毎月見るようになっていますが、カドミウムとかの有害物質の検査は年に1回となっています。

検査結果は環境課にも処分場にも行きます。職員がそれを見て越えていないかチェックしないといけないのですが、過去にカドミウムが出ていなかったのが、去年8月に出た分が分からなかったという経緯があります。

その後10月に報告があって、10月に見てその時に分かれば良かったんですが、10月の時点で分からなかった。年が明けて環境省から数値が高いという話がありました。

道下委員

分かりました。こういうミスを繰り返さないように今後改善を図るのでしょうか、初歩的なミスが今後無いように、二重三重のチェック体制を整える必要があると思うのですが、どのようにお考えですか。

市民生活部長

ご指摘のとおりです。現状ではどういう経緯で分からなかったのかは把握したんですが、今後どういう監視体制を取ればミスが防げるかについては、内部で充分協議して、再発防止の体制を取っていきたいと思っています。

道下委員

二重三重チェックをかけていかないと。起こったことは仕方ないが、

行政なので充分承知して取り組んでいただきたいと思います。

芦谷委員長
平石委員

他にありませんか。平石委員。

道下委員の言われたとおり、何重にもチェックする必要があると思うのでよろしくお願ひします。今回たまたま 0.05 の基準値オーバーということで、これくらいで済んだのかなと思いますが、もしこれがもっと高い数字だったらどうなっていたか。何ヶ月も経ってからこういうことが起きていたということになると、本当に恐ろしいことだと思いますのでよろしくお願ひします。

環境省に報告書を出されているとのことなので、かなりの人の目に通っているはずですが、そこが見逃されていたというのが非常に疑問に感じます。年に1回、カドミウムの数値を見る機会があるにも関わらず、抜けていたのはちょっと信じられないところがあるので、今後の体制強化をお願いします。

1点確認したいのですが、調整池へのオーバーフローへの対応ということですが、現在は余裕があるということで良いのでしょうか。オーバーフローする可能性があれば処理することになっていますが、そういう状況に近づいているのか、まだまだ余裕があるのか、これだけ教えてください。

環境課長

現在、職員が対応して監視している状況ではありますが、排水池の水位ですが、現在は旧処分場と新処分場のバルブを全て閉鎖しています。なのでそこからの流入はありませんが、天候によって雨水の流入がありますし、量ですが、何リットルという具体的な数値は言えないですが、いましばらくは余裕がある状況です。

澁谷委員

2人の委員から指摘があったとおりに思います。部長の話でちょっと気になったんだけど、水の汚れについては数値をチェックする意識が高かったんだけど、カドミウムについては…というお言葉がありました。こういう施設については、イタイイタイ病とか過去の日本の環境汚染の歴史から言ったら、カドミウムというのはある意味真っ先に視線が行かなくてはいけないような気がしないでもないですよ。それが漏れていたということは、逆に言うと地域の皆さんの安全安心を守る上において、そういう意識がどうだったのかと思うんですが。

しばらくの間は恐らく検査を頻繁にやられると思いますが、こういうことがあった以上は、年1回以上という法的根拠以上に、今後5年間は年3回ずつやっていくといった、何かきちんとした数値的な説明、

行為を近隣住民の皆さんに説明しないと、不安感というか、信用感と
いうか、脱却していただけないように思いますがそのあたりの考えを
お聞きします。

市民生活部長

先ほどの説明は言い方が悪かったと反省しています。結局、今の処
分場は古い埋立場の時代から現在まで埋立してきた内容から言って、
本来的にカドミウムが検出されることは元々あまり考えられていない
施設でした。もちろん委員がおっしゃるように有害物質なので、そう
した項目について注意を払わなくて良いということはありません。注
意を払わなくてはいけないんですが、元々これまでの処分の経過なり、
処分場の性質を考えた場合、殆ど出ないはずだという考えがあったこ
とは事実です。

このたび新しい処分場に切り替えて、今までと同じような物を埋め
ているのですが、何故新しく始まった方の処分場から濃いカドミウム
が検出されるのか。現在は原因調査中です。

従って、有害物質等については細心の注意は払わなければいけない
と思っています。

それから水質調査の件ですが、課長も説明申し上げましたが、水処
理委託業者から現在提案されているのは、薬剤を用いて、放流する段
階でカドミウムをほぼゼロにしたいという方向で検討中です。実証し
て確認しますが、それが出来た場合、保健所に報告の上、放流が可能
かご相談します。その後、放流しても良いということになれば、周辺
住民の皆さんや関係するJFの皆さんに、経緯と今後の対処方法、そ
の時に、どのくらいの頻度で水の管理、検査をして報告させてもらい
ますということは提示するつもりです。ただ現時点では、どのくらい
の頻度、例えば最初短い期間でやって徐々に期間を延ばすとか、やり
方があると思いますが、まだどれくらいの期間ごとに調べるかについ
ては結論を出していません。充分検討して、関係する皆さんに不安が
生じないように対応していきたいと思います。

澁谷委員

部長答弁で大枠は理解しましたが、今後その数値のチェック体制と、
年何回水質検査をするかということが、ある時期に決定されると思う
ので、それがあつた時点でまた、委員会や調査会でご報告いただきたい
と思います。

芦谷委員長

他にありませんか。柳楽委員。

柳楽委員

現時点では原因不明であるとのことですが、搬入出来ない物が持ち

込まれた可能性がある」と資料にあります。こういうことがあったので市民の皆さんに「こういう物が持ち込まれたらそういう結果が出てくる」といったような、物質的な物、持ち込んでは不味い物の周知はこれからされる予定があるのでしょうか。

市民生活部長

一応ここにはニッカド電池等とあります。どうも調べてみたところ、カドミウムはかなり以前は色んな物に使われていたようなのですが、代替物質が見つかって、近年になるほど減ってきているそうです。ニッカド電池についても最近では別物で代用することになりつつあるようです。

一番心配しているのが委員のおっしゃるように、市民の皆さんにもご協力いただいて出さないようにしていただく。電池等は別に取らせていただくように以前からずっとやっているのですが、そのことについて再度広報等で呼び掛けて、ご協力いただくようにしたいと思っています。

柳楽委員

電池の引き取りの問題ですが、うちの近所では公民館に出すようになっていたりします。以前介護の仕事等をしていた時に、お年寄りの方から電池をどこに出せば良いかと聞かれたことがあったり、なかなかそこへ持っていくという行動に繋がらず、家に溜まって錆びていたり液漏れしていたりする状況もあるんですが、引き取り方法をもう少し楽な形には出来ないのでしょうか。

市民生活部長

おっしゃった分は、公共施設に受け入れ口を作っているということで、市役所の1階にもあります。普通は燃やせないごみの日に、燃やせないごみ袋を1袋使って出されます。その袋と別に、危険物・有害物は別の袋に、そういう物だけ集めてステーションに出してくださいとしています。

燃やせないごみ袋には極小サイズがあり、少量だけ出す用の袋も用意しています。出し方についてはかなり普及してきたと思うんですが、やはり分からない方がおられるので、時々環境課にも問い合わせがあります。こちらとしては、先ほど広報のことを言いましたが、清掃指導員さんにも協力いただいて、地域でそういう話をしていただく機会を増やしていただくように、皆さんに是非知っていただきたいと思っています。

柳楽委員

私も不勉強だったと反省しています。以前の職場でもはっきり分かっていない部分もあったりして。私も皆さんにしっかり伝えていきたい

芦谷委員長

いと思います。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで暫時休憩とします。なお再開は 11 時 30 分です。

[11 時 20 分 休憩]

[11 時 30 分 再開]

(7) かなぎウェスタンライディングパークについて

芦谷委員長

会議を再開します。執行部から説明をお願いします。金城支所市民福祉課長。

金城市民福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。道下委員。

道下委員

とても良い事業だと思いますが、定員 10 名の割り出し根拠は何ですか。

金城市民福祉課長

定員によって職員体制が決められておりまして、指導員が何名居なければいけないといった基準がございます。従って今の体制の人数で出来る、10 名までで当面は行おうと聞いています。

定員が 10 名ということは、他所の施設の事例で言うとだいたい 30 名から 50 名程度は登録してもらって順次使ってもらおうという形になると聞いています。

道下委員

となるとこの 10 名を当面という方向でやっていかれて、充分広げていこうという考えも当然あるわけですか。

金城市民福祉課長

需要が非常に多いということになれば検討すると思います。具体的に今いつの時点で増やすということにはなっていないと聞いています。

道下委員

需要の見込みを立てるのは、そんなに困難なのですか。

金城市民福祉課長

この施設の場合、乗馬という少し特殊な例になります。動物との関わりを嫌がられる人もおられると思いますし、全ての人が馬の施設が合うとはならないと思っています。そうした様子を見ながらという形になると思います。

それとやはり、市内ではないので、少し金城寄りになるので、利用状況も見ていく必要があると思っています。

金城支所長

今後の定員についてですが、当該施設は屋内馬場を持っており、天気の悪い日でも乗馬活動が出来る利便性もありますので、まずは 10

人から始めたいという意向ではありましたが、ご指摘のように、10名から初めて今後増やしていきたいという考えでもって、最初は新たな雇用2名を入れて始めますが、それを今後拡大していきたい考えは持っています。

健康福祉部長

これまでは放課後デイサービス、今まで浜田市ではなかったですが、江津の方で放課後デイサービスを利用しておられる実態が、月に平成24年度102人ございます。そういった数字も参考にしながら、支所長、課長が言いましたよう、10人という配置基準もあるので、状況に応じて拡大していく計画です。

道下委員

ご承知なんでしょうが、ライディングパークの施設を今後とも発展させていくために、是非ともこういう事業が出来、そして事業が膨らむことによって、またこの施設が有効施設になると思います。どんどん定員がもっと膨らんでくるように、そういう方向性で取り組んでいただきたいと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。柳楽委員。

柳楽委員

料金の部分ですが、個人負担は1割とのことで、残り9割というのはどのようなになっているんでしょうか。

金城市民福祉課長

これについては、国、県、市で負担する形になります。

高齢障がい課長

1割というのは、世帯の課税・非課税によって実際には動きます。課税世帯の方の場合が1割ですので、お示ししている700数十円になります。非課税世帯は自己負担ゼロの方もいらっしゃいます。残りの9割は市からの給付費からお支払します。その内訳が国、県の按分があるということです。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

(8) その他

浜田市公共施設等総合管理計画の策定について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。総務課長。

総務課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。足立委員。

足立委員

この公共施設等総合管理計画は、中期財政計画それから総合振興計画、そういった計画とのこの計画の位置付けは、例えば中期財政計画

であれば対等とか、それとも中期財政計画が上に来るのか。そういった部分についてもう少しご説明ください。

総務課長

どちらが上位というイメージは無く、恐らく相互に影響しあうものになるかと思えます。総合振興計画が一番上位だとは思いますが、中期財政計画で申しますと相互に影響しあう、中期財政計画で出てくる投資的経費の額に基づくものもありますし、逆にこういった総合管理計画を立てて削減、もし色んな経費が削減になっていけば、それが逆に中期財政計画に盛り込まれるといった関係になるかと思えます。

足立委員

では、中期財政計画は毎年一応ローリングをかけるということですが、それに合わせてこの公共施設等総合管理計画も見直し等を行うのでしょうか。

総務課長

はい、色んな状況変化に合わせて見直すことになります。

芦谷委員長

他にありませんか。道下委員。

道下委員

今後のスケジュールの中で、2月16日から約1ヶ月パブリックコメントを開きましようという内容なんですけど、これについて粗方は想定があるんですか。意見を求めることについてどういう方法でやっていかれるのか。もう近いので中身があると思えますが。

総務課長

計画の素案としては出来ていますので、こちらはパブリックコメントの通常の制度に乗って、各公民館あるいは庁舎も含めて、設置して見ていただいて、意見をいただく。もちろんホームページでも掲載して同じように意見をいただけるような仕組みのものです。

パブリックコメントにかけるものはもちろん、全協で説明させていただくものと同じものでやらせていただきます。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

2 その他

芦谷委員長

その他、委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは調査会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔 11 時 50 分 閉議 〕

浜田市議会調査会規程第 6 条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦 谷 英 夫